

2018. 6. 8

在外選挙人名簿登録にかかる出国時申請制度の開始について

これまで在外選挙人名簿への登録申請は、在外公館の窓口に出向いて行う必要がありましたが、2018年6月1日から最終住所地の市区町村の選挙管理委員会選挙人名簿に登録されている方が当該市区町村から直接国外に転出する場合、転出届を提出する時に併せて、当該市区町村の選挙管理委員会に対して在外選挙人名簿の登録申請（出国時申請）を行うことができるようになりました。詳しくは[こちら](#)をご参照ください。

なお、既に市区町村に転出届を提出して住所を海外に移している方については、出国時申請制度を利用した在外選挙人名簿の登録申請はできません。そのような方はこれまでどおり、居住地を管轄する在外公館で登録申請を受けつけております。（当館での登録申請手続については[こちら](#)。）。